

発委第10号

令和2年12月21日

北栄町議会議長 前田栄治様

提出者 北栄町議会総務教育常任委員会
委員長 田中精一

日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項並びに第7項及び会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出する。

理由

新型コロナウイルス禍における国民の不安は深刻であり、日米地位協定の抜本的改定は必要である。

日米地位協定の見直しを求める意見書

わが国には、日米安保条約に基づく日米地位協定により、30都道府県に130を超える米軍基地がある。その米軍基地所在地では、航空機の騒音や米軍人・軍属がかかわる事件・事故などにより、平穏で安全・安心であるべき周辺住民の生活が脅かされる事態が続いており、基地の所在する自治体にとって、その負担の軽減が重要課題となっている。

こうした中で、全国知事会は平成30年7月に日米地位協定を抜本的に見直す提言を採択した。この知事会提言以降、全国各地の県市町村議会で地位協定の見直しを求める意見書が可決、提出されている。しかし、基地をめぐる事件・事故、騒音・環境問題は深刻さを増している。加えて、新型コロナ危機である。現在の日米地位協定のもとでは、世界最大の感染国であるアメリカからの軍人軍属の出入国及び基地外への出入りをチェックする権限は日本にはない。基地を感染源とする予防対策に自治体はおろか国さえ無力であり、基地所在地の住民のみならず全国民の不安は深刻である。

日米地位協定は、米国人等の犯罪に係る裁判権や国民生活に深くかかわる事項が日本国法令の適用外と定められているが、昭和35年に締結されて以来、60年間一度も改定されず不平等の既定のまま今日に至っている。国民の生命、財産並びに人権を守るためには日米地位協定のあるべき姿への見直しが喫緊の課題となっている。よって、国において適切な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年12月21日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣・防衛大臣・総務大臣